V 税務署へ確定申告

株式取得時の優遇措置は、企業に投資をした年の確定申告が対象です。(例年、翌年3月15日申告期限)

税優遇の内容(https://angel-tax.metro.tokyo.lg.jp/zeiyugu.php)で取得時の優遇措置、売却時の優遇措置の内容を確認できます。 NO 株式取得後、取得した年の12月末まで株式を保有していますか。 売却時の優遇措置のみが受けられます。 YES 取得時の優遇措置(優遇措置A、優遇措置B、プレシード・シード特例のいずれか)が受けられます。 NO 投資先企業に東京都に対する確認申請の手続を 「東京都知事印が押印された確認書」がお手元にありますか。 依頼してください。 YES NO 企業から「個人が一定の株主に該当しないことを確認した書類」と「株式異動状況明細書」は交付されましたか。 投資先企業に作成を依頼してください。 YES NO「口」にO印 確認書の「記」「1 中小企業等経営強化法施行規則第8条第5号及び第6号に該当すること」の記載部分で 「イ」に○がついていますか。 YES「イ」にO印 NO 確認書に「記」「7 規則第10条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当すること」という記載はありますか。 YES 優遇措置A、優遇措置B、プレシード・シード特例の適用となります。 プレシード・シード特例の適用となります。 (優遇措置A、優遇措置B、プレシード・シード特例のいずれかを選択することができます。) NO 確認書に「記」「7 規則第10条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当すること」という記載はありますか。 YES 優遇措置A、優遇措置Bの適用となります。 優遇措置Bのみの適用となります。 (優遇措置AとBのどちらかを選択することができます。) 確定申告に必要な書類を確認 https://angel-tax.metro.tokyo.lg.jp/document/document06.php 必要書類の詳細や税務署所定の様式の書き方については、確定申告をされる税務署にお問合せください。 確認した 個人投資家の納税地または居所地にある税務署に確定申告 例年3月15日が申告期限です。 必要書類を添付して確定申告を行うことで、エンジェル税制の優遇措置を受けることができます。

税優遇の適用を受けられるかは、税務署が判断します。